

大阪市規則第127号

大阪市設霊園条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市設霊園条例施行規則（昭和54年大阪市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（使用料の還付手続） 第15条 条例第18条第1項の規定により使用料の還付を受けることができる者は、市長に対し当該還付を受けようとする者に係る本人確認書類（<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、運転免許証</u>その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。）の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、還付を請求しなければならない。	（使用料の還付手続） 第15条 条例第18条第1項の規定により使用料の還付を受けることができる者は、市長に対し当該還付を受けようとする者に係る本人確認書類（<u>健康保険の被保険者証、国民年金手帳</u>その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。）の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、還付を請求しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。